

令和7年度第1回東大阪市都市計画審議会

令和7年7月24日(木)

午後2時00分～午後4時00分

東大阪市役所 22階会議室1・2

<議長>

それでは、議案第1号「一般廃棄物処理施設(破碎・選別施設)の敷地の位置について」の説明をお願いします。

<説明課>

それでは、議案第1号、一般廃棄物処理施設(破碎・選別施設)の敷地の位置について、説明させていただきます。

お手元の「一般廃棄物処理施設(破碎・選別施設)の敷地の位置について」と書かれた資料をスクリーンに映し出しておりますので、こちらの資料にて説明をさせていただきます。

初めに資料の2ページ目には建築基準法第51条の条文を記載しており、その説明を簡単にさせていただきます。

条文では、都市計画区域内にて、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物を新築、増築する場合は、都市計画審議会の議を経て、特定行政庁が許可をする必要となっております。

政令で定める処理施設の用途に供する建築物につきましては次ページの3ページ目及び4ページ目に記載されており、1日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設がそれに該当します。本計画の施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上のため、新築に伴い本審議会にて付議させていただきます。

5ページ目、6ページ目は計画地の位置を示しており、計画地は水走4丁目にあり、国道170号の西側、国道308号の北側で、東大阪都市清掃組合の東側に位置しております。

6ページ目は、計画地の詳細となり、計画地は工業地域内、工業保全地区内に位置します。工業保全地区とは、工業の集積の維持及び促進を図ることを目的とし、住宅系の用途及び店舗等の建築物の建築に制限を設けている地域となります。また隣接する用途地域も準工業地域となっております。

7ページ目は計画地周辺の建物の用途を示しております。周辺には水色で記載しております、工場系が多く、赤色、桃色、紫色の商業系の建物も多数あります。黄色で示しておりますのが住

居系となりますが、計画地周辺にはありません。

8ページ目は配置計画となっており、敷地西側が幅員8.0mの道路となっており、東側は恩智川に面しております。また、青色の矢印で、次ページ以降の写真の方向を示しております。

9ページ目10ページ目に写真を添付しております。写真番号①は西側道路から東向きに計画地を撮影したもの、写真番号②は東側河川敷から西向きに計画地を撮影したもの、写真番号③④は西側道路をそれぞれ、北から及び南から撮影してものとなります。

11ページ目、施設の概要となります。施設の種類 ガラスくずの破碎・選別施設、処理能力 一日当たり600トン、敷地面積 1064.22㎡、建築面積 637.82㎡、延床面積 1104.30㎡、建蔽率 59.94%、容積率 102.53%、廃棄物の種類 ガラスくず、稼働時間 24時間/日、休止日 なし、季節的な変動の有無 なし、となります。

12ページ目、計画地の西側、南側立面図となります。

13ページ目、計画施設のイメージ写真となります。

14ページ目、株式会社タカハシの事業紹介となります。

15ページ目、ガラスくずの破碎・選別の処理工程となります。ガラス瓶とその他異物を選別し、粉碎機にかけた後、カレットのみを選別し出荷する流れとなります。また瓶の洗浄は行わないため、水処理は行わない工程となります。

16ページ目、環境アセスメントについてです。環境アセスメントとは、大規模な開発事業等の際に事業が環境に与える影響を事前に調査、予測、評価し、対策を検討する制度です。

処理能力が1日200トンを超える破碎処理施設は大阪府環境評価条例に基づき、環境アセスメントの実施が必要となり、本計画事業は処理能力が、1日600トンとなるため実施されました。

環境アセスメントの中で、ガラスくずの選別能力の向上、維持管理に取り組むこと、環境保全措置を実施すること等の意見が出ました。また、令和7年4月4日に審査完了済みです。

17ページ目、周辺環境への配慮（生活環境影響調査の実施）についてとなり、大気質、騒音、振動、悪臭について影響を調査した結果、影響は軽微と予測されています。

18ページ目、道路交通に対する影響について、予測したものとなり、周辺の道路は計画施設が稼働した際も、交通量の増加は軽微なものと予測されています。

19ページ目、施設稼働後の道路の混雑度を算定したものととなります。表の一番右将来と書かれております④混雑度の数値が1.0未満であれば道路の混雑がないと想定でき、算定で大きく1.0を下回っており、稼働後も渋滞が発生する可能性は低いと考えられます。

20ページ目、本計画について地元説明会を去年の9月に事業者より実施しております。とりわけ反対意見は出ておりません。

21ページ目、特定行政庁としての判断といたしまして、用途地域は工業地域に指定されてお

り、また特別用途地区にも指定されているため、居住地域化の傾向のない場所である。生活環境影響調査の結果から、周辺への影響が少ない。周辺については工場、ごみ処理場等の土地利用がメインとなっている。住宅系の用途地域からは一定距離離れた立地であり、近隣では工業系用途地域内における住宅集合地は形成されていない。

これらの理由により都市計画上支障がないとし、特定行政庁として、建築基準法第51条ただし書きにより許可いたしたいと考えております。

最後に22ページ目、今後のスケジュールについてです。許可の手続きとしまして、8月に建築基準法第51条ただし書き許可を行い、9月に一般廃棄物処理施設設置許可を行う予定です。その後、令和8年2月頃に建築確認、令和8年3月頃に建築工事着手、令和9年6月頃に工場の稼働を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<議長>

説明ありがとうございました。説明が終わりましたので、審議を始めたいと思います。

委員の皆様、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

<委員1>

資料9ページの②番の写真で、現況の写真の中に市の委託事業者のパッカー車が止まっているので、そういった事業をされている事業者さんなのかなとは思っていますが。事業説明はありましたが、事業者さんの説明についての資料がないのですが、こういう場では出されないのでしょうか

<説明課>

事業者の説明ということですが、今回の申請者はタカハシいうところですけど、事業内容とか、そのあたりの説明ということでもよろしいでしょうか。

<委員1>

そうです。

<説明課>

資料の14ページ目に事業紹介というのがありまして、これが今回の事業者の紹介といたしますか、本当はもっと詳しいところが必要だったのかもしれないのですが、今の事業者は別のところで同じようにガラスびんの破碎施設、リサイクル等を行っているというような状況になっております。

<委員1>

事業紹介をいただいたのは分かりますが、これはあくまでも今回建築される事業の内容であって、今事業者さんが同じような事業所を持っておられるのかとか、こういった経緯のある事業者さんなのか等も参考になる資料だと思います。

今、口頭で他のところでもされているとおっしゃいましたが、口頭だけで判断していいのかなと、資料として不足しているのではないかなと思います。

<説明課>

現在は中石切町の方で事業をされておりまして、同じようにガラスびんの破碎施設等リサイクル業務をされているということですが、その資料をつけておらず分かり辛くて申し訳ありません。

<委員1>

もう1点ですが、建築基準法の第51条というのは、この建物を規制する法律で、その中のただし書きとして許可されるとなっておりますが、そのただし書きを適用することになった理由はあるのですか。本来なら規制されるものを、ただし書きの条項を使って許可しようとしているわけですよね。なぜ必要なのかとか、処理能力とかお聞きしましたが、その処理能力が今足りてない、例えば本市とか周辺自治体においてされてないから必要だ、だからただし書きを適用して許可が必要だという説明があったら理解はできるのですが。

<説明課>

まず、おっしゃる通り51条のただし書きというところですので、特例許可ということになっております。ガラスびんのリサイクルは、一般的には集めてきて、破碎して、埋め立てるということになってますが、この事業者としては、破碎した後にカレットというものを作成し、それをまたリサイクルとして、新たにガラスびんとして活用していくということをされるため、有効な資源として、捨てるのではなくリサイクルをしていくということで非常にいい事業かと考えます。

また、第51条で、こういったごみ焼却場や卸売市場、火葬場というものは、都市の中になくはない施設ですが、周辺の環境に大きな影響を及ぼす施設ということで、建築上で規制しております。本来は都市計画で位置を決定していなければなりません、今回リサイクルをして有効活用していくということや、敷地の位置が工業地域であって、工業保全地区という特別用途地区の中にあるということもあり、周辺環境にも悪影響を及ぼさないということで、特定行政庁としても許可をして問題がないということで、今回挙げさせていただいた次第です。

<委員1>

市として、そういった施設が必要だから許可をしたいのではなくて、事業者から申請があって、特段問題がなければ許可してもいいだろうという2つのスタンスがあるかと思いますが、今回は後者であるという認識でよろしいですか。

<説明課>

後者が主と考えていますが、本市でもモノづくり推進区域を工業地域で指定をしていることもあり、今回ガラスびんを破碎するだけではなく、リサイクルしてもう一度使うということで、モノづくりにも繋がるということで、モノづくりを推進していくという方向性からもずれていないと思いますので、後者だけではなく前者にも当てはまると考えております。

<委員1>

そういった内容も、しっかり資料に落とし込んでいただきたい。これを見ると、許可するためのハードルはこうですよと書かれているのですが、市としてこの事業者がしている事業が必要だというのは全く見えてこないと思われまます。

お聞きしていると、リサイクルであるとか社会的に意義があるという意味合いのことがあったと思うので、資料を作っていただく際には、市としてこの事業所が必要だということはしっかり落とし込んでいただけるよう、お願いします。

<委員2>

極めてシンプルな確認ですが、周辺の交通量の計算等のあたりですが、この事業の稼働は24時間ですよ。道路の車の出入りは、昼間だけで全車両が書いてあるから、多分、車の出入りは昼間だけですよ。そうであると、主に何時から何時くらいなのか。また、周辺道路が8メートルなので、狭くもないけれども決して広くもないので、他に周辺に工場等が立地されているため、荷物や部品の搬入などの交通も12時間ずっと出入りするわけではなくて、ある時間帯にたくさん車が入り出するだろうと思うので、そういったピーク時ではこの混雑率が0.1とか0.2とか0.4という数字が少し高めになると思うのですが、それでも1.0には程遠いので大丈夫だというご判断をされたとか、その辺りの経緯をお聞きしたいです。

例えば、18ページの左の地図のa地点を見ると266台(昼間)と書いてあって、右側の表を見ると、やっぱり1110台から266台の増加で1376台となり、増加比が1.2ということですよ。ですから、多分車は昼間だけしか出入りしないですよ。

<説明課>

そうなります。平日の朝の6時から夜の10時までのピーク時のそれぞれの時間帯ではなく、12時間の平均の値を取っています。

<委員2>

そうですね、それはルールとして、交通の計算するときは、12時間単位でやるのは私も承知しております。その上で、やはりいくつかピークの時間帯があったときに、この1.2という数字がよもや2倍とかにはならないだろうということが、現場を確認した上で、定性的に確認されていると、という理解でよろしいですか。

<説明課>

はい。そのご理解で結構です。

<委員3>

地元の説明会をされたということですが、どこの自治会であるかと、意見とか質問があったら教えてください。

<説明課>

自治会は確認できておりませんが、意見につきましては、既存施設の石切工場がありまして、その施設とどのような違いがあるのか等の意見が出ました。その中で、既存の工場と違う点として、24時間稼動になった点を回答しております。

<委員3>

地元自治会に説明したのではないのですか。地元で説明というのはどこの範囲になるのですか。

<説明課>

東大阪市です。

<委員3>

この地域は自治会がないということていいですか。

<説明課>

東大阪市全体に周知をして説明しております。

<説明課>

地元説明会というのは、大阪府の条例に基づく説明会ですので、東大阪市全域を対象とした説明会が9月11日と14日に行われまして、ご意見をいただいています。その議事録は大阪府のホームページにも載っており、質問の内容も全部書かれていますが、どういう理由でこの場所になり、どういう事業の詳細であるとか、工程とか、この事業に関する中身の説明を求められたような記録になっておりまして、特に場所に関する質疑はなかったように、この記録では公開されております。

<委員3>

結局地元の住民ではなくて、東大阪全体の事業者関係の方々に説明したのですか。

<説明課>

私も立ち会いさせていただきましたが、自治会長が2名来られていました。

<委員3>

どこの自治会長ですか。

<説明課>

水走の2つの自治会長です。

<議長>

地元というのは、明確に地域を指定しているわけではなくて、大阪府がする場合は地元は東大阪市になります。

<委員4>

都市計画上支障がないかというところで、すでにアセスメントを実施いただいているので、軽微だということで、念のため確認させていただきたいのですが、この地域は工業地域ということで、住宅等はあまりないということですが、人の出入りが多いような病院、保育施設、公共施設等、

そういうものは近くにはないという理解でよいのかどうか確認させていただけたらと思います。騒音や交通量等への影響があるということは確認されているようですので、人がどの程度通るような地域かということと、黄色で示されている住居はすごく遠いようにも見えるのですが、住民の方までの距離は、どれくらい離れているのかということもあわせて教えていただけたらと思います。

<説明課>

7ページ目で、少し見にくい資料になっていますが、公共の施設に関して茶色で示しております。付近としてかなり数は少ないのかなというところですが。住居系の場所に関しましても、半径300メートル以内の、右下にあります黄色のところがありまして、一番近いところでこちらになるので、300メートルほど離れています。

<委員4>

茶色で示されている公共施設は具体的にはどんな建物なのでしょうか。

<委員5>

今茶色とおっしゃっているのは、どのエリアをさしていますか。黄色の住宅の上の方ですか。

<説明課>

ご指摘のところですが、川沿いは町工場とか倉庫ということになりまして、茶色に見えますが事務所の赤色であり、住宅地図を見ますと事務所がありますので、大型の店舗とか、一般的に不特定多数の人が集まるような施設というのは、この中にはありません。

工業保全地区に令和5年7月1日から指定をされておりますので、今後新たに住宅や不特定多数の人が集まる大規模な店舗等が建つということは条例で禁止をされております。

<委員6>

12ページの施設の外観を見ますと、結構大きく背が高そうな気がしますが、大体何メートルくらいの大きさであるのか、お願いいたします。

<説明課>

高さは約26メートルと聞いております。

<委員7>

参考までに教えていただきたいのですが、先ほど地元説明会とおっしゃっていたんですけど、周知方法を教えていただけますか。

<説明課>

周知方法ですが、大阪府の条例に基づきましてホームページの公開と、東大阪市の市政だより等です。地元紙にも載ったと聞いておりますが、そういった形で周知させていただいております。

一番影響があると思われる範囲に対しては、事業者の方から個別にお声がけをしたと聞いております。

<議長>

少し私の方から補足させていただきます。先ほどの事務局とのやりとりの中で、特例を使ってこれを認めるという判断をしたと、或いはしないという話がありましたが、特例を使ってこの施設を作るというのは、最終的な位置はこの都市計画審議会場で決まります。こういった施設を作るための資料作りは事務局です、それはなぜかということ、社会的に必要なものを東大阪域に建てる、その地区としては、こういった地域だから適しているという説明が必要であるからです。

それからアセスに関しましても、認めていないのにアセスをしているのはおかしいという議論があります。アセスをしたから認めるのではなくて、アセスの結果が都市計画として判断するときの材料となるわけであって、認めたからアセスをしているわけじゃなくて、その判断基準の一つである。最終的に、本日のこの審議会において、都市計画として支障がないという判断を今日この場ですということになります。

それからもう一つ、先ほどどのような事業者ですかという質問がされました。委員の方からはそういう資料が必要ではないかというご意見をいただき、事務局はそのことについて必要であるかどうかは答えませんでした。審議会としては、事業者に対する資料については、事業そのものが審議の対象であるため、事業主体の正確な資料は審議会資料そのものではなく、補足資料として説明していくのが一般的です。補足資料が必要ですよということを言われることはいい事だと思います。

<委員1>

例えば、さっきの写真のように、市の委託事業者さんが所有している土地だと思っておりますが、例えば行政罰を受けていたかもしれない。いろんな背景は審議の中に必要ではないかというのもあって、補足資料としては必要な資料ではないかという考えです。

<議長>

反社会的な組織が関わっていないかとか、そういった資料が必要ではないかという議論ですね。それは補足資料として求められれば、事務局が出すようにしています。

<説明課>

一般廃棄物施設の許可をする権限のある所属ですが、こういった業者であるかは、これからの審査の対象になってくる、非常に重要なポイントだと思います。写真に移っておりますパッカー車ですが、隣の事業者の車でございます。カレットセンターはガラスくずを分別して、製品としてびんメーカーに売る専門業者でございまして、その他のごみ処理をしているわけではございません。パッカー車を使っているのはお隣で、事業に時間を要していることから、空いている敷地を貸されていると聞いておりますので、これから許可をする中で様々な審査が入るわけですが、今おっしゃってましたように欠格要件もございます。法律違反があれば、その時点でこの評価ができないという状態になりますので、法令違反がないかどうか、産業廃棄物業者と同じような形で厳格に調査して参りますが、現在のところそういった情報というのはありません。

<議長>

その他ご意見ありませんか。

特にご意見がないようですので、お諮りいたします。

議案第1号「一般廃棄物処理施設（破碎・選別施設）の敷地の位置について」の件につきまして、原案に対し異議なし、すなわち、都市計画上支障がないということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

<議長>

異議なしと認め、議案第1号「一般廃棄物処理施設（破碎・選別施設）の敷地の位置について」の件につきまして、原案に異議がないものといたします。

<議長>

続きまして、議案第2号「東部大阪都市計画地区計画（荒本北二丁目地区）の変更について」の説明を求めます。

<事務局>

それでは議案第2号「東部大阪都市計画地区計画（荒本北二丁目地区）の変更について」ご説明いたします。

本日はご説明する次第はこちらとなっております。1番が都市計画変更の対象となる荒本北二丁目地区について、2番が荒本北二丁目地区地区計画の変更について、そして最後に3番が今後の手続きについてとなります。

では1番 今回都市計画変更の対象となる荒本北二丁目地区についてご説明します。

今回都市計画変更の対象となる荒本北二丁目地区とは、市役所、府立中央図書館の東側に位置しており、令和3年3月末までイオン東大阪店が立地していたエリアを対象としております。こちらの地区の西側には大阪モノレールの新駅が設置されることが決まっており、新たな駅前拠点として今後の活性化が見込まれる地域となっております。

次に荒本北二丁目地区を含む荒本・長田地区が本市の代表的なまちづくり計画でどのように位置付けられているかを簡単に紹介させていただきます。本市の中で最も位置付けが高い計画である東大阪市第三次総合計画では、荒本・長田エリアを市の中心拠点として位置付けられており、良好な景観形成や商業・業務機能の強化、来訪者受け入れ環境や居住機能の充実を図るとしています。その他、本市都市計画室にて策定した東大阪市都市計画マスタープランや、大阪府が策定した大阪のまちづくりランドデザインの中でも総合計画と同様に、活力とにぎわいがあふれ、魅力的で良好な都市空間の形成をおこなっていくと示されています。

このように荒本・長田地区は市の中心地として、今後もさらなる拠点形成に向けた取り組みをめざすようにまちづくり計画で位置付けられております。

続きまして、2番、荒本北二丁目地区地区計画の変更についてご説明します。

まず、地区計画変更の経緯をご説明いたします。令和3年3月にイオン東大阪店が閉店し、土地利用の転換期を迎えたため、令和4年4月に荒本北二丁目地区地区計画を施行し、土地利用の方針や建築物の用途の制限などを決めました。令和5年3月に大阪府にて開発事業者の公募を行いました。事業者からの提案が基準を満たしておらず、令和5年10月に事業予定者該当なしとの結果となり、事業者が決まっていない状況です。その後、土地所有者である大阪府と本市で開発事業者の再公募に向けて、公募条件等の見直しについて協議を重ね、大阪府より当該エリアに相応しいにぎわい創出や交流促進に資する空間利用の具体化と将来にわたり担保する方策として、一定規模（1,000㎡程度）の多目的広場を地区施設として追加することが効果的であり地区計画の変更を依頼する旨の要望を頂いたため、地区計画を変更することとしました。

まず、地区計画の目標、方針の変更点をご説明します。

上位計画の策定や改定に合わせ、地区計画の目標に、にぎわい等の観点を追加しています。

変更後の地区計画の目標は、「荒本北二丁目地区は、近鉄けいはんな線荒本駅の北西にあたり、東大阪市役所や府立中央図書館などが立地し、モノレール新駅の設置も予定されているなど、市の中心拠点として来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導し、都市の魅力増大を図るエリアとして位置付けられている。このため、近鉄けいはんな線荒本駅とモノレール新駅に挟まれた府有地の土地利用の転換を図る中で商業施設を中心に、業務・居住機能などの様々な都市機能を誘導し、にぎわいとゆとりが調和した都市空間を形成することで、地区の更なる魅力増大を図ることを目標とする。」としており、赤字にしている「にぎわいとゆとりが調和した都市空間を形成することで」を追加しています。

地区計画の目標の変更に伴い、土地利用の方針も変更しており、モノレール新駅の整備に合わせて、商業機能を中心とした業務・居住機能等の集積や、来訪者・駅利用者等が滞留できるオープンスペースを確保することにより、にぎわいある市街地環境を創出する。としており赤字にしている来訪者・駅利用者等が滞留できるオープンスペースを確保という所を追加しています。

続いて、地区整備計画の変更点をご説明します。

まず、変更点がわかりやすいように図でご説明します。現在の地区整備計画では、敷地の西側のモノレールとの間の所、左の図の中の紫色で示した所に、多目的空地として幅3～7mの空間を配置することとしています。また、敷地の東側や南側に歩道が無い図の緑色で示した箇所に、幅2mの歩道状空地を配置することとしています。現状として、一定の歩行者空間は確保しているものの、さらなるにぎわい創出や交流促進に資する交流・滞留空間の具体化のため、約1,000㎡の多目的広場を地区施設として追加することとしました。広場の位置は、モノレール新駅の階段を下りた場所に隣接していること、また、近隣の住居に隣接していないことなどから敷地の南西側としました。右の図の赤丸で囲った位置になります。これに伴い、黄色で示した壁面線の位置が多目的広場を除く形に変更しており、多目的広場内には建築物が建てられないようにしています。また、多目的広場と重なる歩道状空地については、多目的広場に含めたため、歩道状空地の延長が40m短くなり、330mから290mとなっています。

こちらが、ただいまご説明した変更内容を追加した地区整備計画です。現状の地区整備計画に、赤で囲んでいる多目的広場 面積 約1000㎡の追加と、それに伴う歩道状空地の減少が変更点となります。変更点は以上となり、建築物等の用途の制限や、建築物の容積率の最低限度等については現状のままで変更はございません。

最後に都市計画の手続きの経過についてご説明いたします。

令和7年4月14日と20日の計2回、本件に関する地元説明会開催しました。それぞれ13名、9名の方に参加いただきましたが、都市計画の内容に対する意見はございませんでした。その後、都市計画の案を作成し、都市計画法に基づく、都市計画案の縦覧を4月24日から5月7日まで

の2週間行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

本日の審議会での議を経たのち、8月下旬に都市計画変更告示を予定しております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いたします。

<議長>

説明が終わりましたので審議を開始致します。委員の皆様ご意見ございますか。

<委員1>

にぎわいとゆとりが調和した都市空間を形成することとか、こういうものって市の目線としてはもちろん必要な空間であるし、私もどんどん作っていただいていたと思うのですが、以前の公募で事業者選定がなされなくて、その後、大阪府と東大阪市で協議をいただいて、こういった計画を出されていると思いますが、事業者目線で言うと、ある意味制限が強くなったのかなっていうことも考えられるのかなと思います。これが効果的だと判断された大阪府との協議の中の内容等があれば教えていただきたいです。

<説明課>

前回は不調に終わったというところで、一定の滞留空間が前回の公募で満たされてなかったというところのお話をいただいた上で、こちらで地区計画を定めるというところで、一定そこを担保するというのを大阪府と協議した上で、決定させていただいたというところなんです。事業者目線の方ですが、大阪府の方でも事業者等の様々な方にもヒアリングをされた中で、この位置であれば特に問題ないと判断されていると聞いております。

<委員1>

これを追加した上で再公募することが効果的であると書いてありますが、何かこのままで見ると、これを指定することが、公募に優位に働くという意味ではないですか。

<説明課>

この地区計画の中で多目的広場の指定を位置付けするというところで、前回では人が滞留できるような空間が見込めないというような判断になったというところが、1点クリアできるのではないかと、次回公募には効果的だということで、話をさせていただいています。

<委員1>

事業者目線で見ると、入られる事業者にもよるでしょうが、本来であれば、容積率や建ぺい率等で制限されている中で、目いっぱい商業施設として使いたいのかなと素人ながら思いますが、これが設定されることで、それがままならなくなるのではないかと思います。ただ人が滞留できるよと、それで最終的に判断されたのでしょうか、これが効果的だと言い切るのはちょっと怖い気がするなという意見だけ言わせてもらいます。

<委員8>

私も委員がお話しされたことには少し疑問があったので、今の回答で一定納得いたしました。

例えばこの審議会で、この変更をこの後決定がなされたとして、地区計画変更して、そして府の方でさらに調整を進めていかれると思いますが、実際公募を始めていく今後のスケジュールの流れも併せて教えていただいてもよろしいでしょうか。

<説明課>

大阪府に聞いているスケジュールですが、この審議会で議決されてからということになりますが、財産評価審議会を経て、公募要領の最終取りまとめを行っていきます。その後、今年度末までに再公募を行うスケジュールで進んでいると聞いております。

<委員8>

市の考えのスケジュール感と、府で考えておられるスケジュール感は一致しているということでしょうか。

<説明課>

一致していると考えております。

<委員7>

この協議の内容はこれだけだったのか、他になかったのかを教えてくださいませんか。公募がなかったのはなぜかとか、その辺のところも教えていただけたら。

<説明課>

大阪府の方で、何が駄目であったのかという詳しい要因というところまでは、申し訳ありませんが聞いていません。選考自体が非公表で行われているというところで、大阪府からいただいたお話というのが先ほど申し上げたように、交流・滞留できるような空間設定ができていなかったとい

うところのお話以外は聞いておりません。

<委員4>

今までの委員の皆様がおっしゃったことと同じような疑問を持っていましたが、前回公募が不調に終わった経緯からすると、目的には非常に合致した変更になっているのではないかと考えられますし、そのにぎわいを創出するというところの具体的な方法がないと、またそういうやり方が分からず、事業予定者が決まらないという懸念がある中で、多目的広場という形で具体例を出すことによって、これをやっていただければ空間利用ができていますよということに結びつきやすいので、効果的であるという大阪府の意見かなと考えていたのですが、そういったお話という理解でよろしいでしょうか。

<説明課>

委員のご理解のとおりです。

<委員2>

この地区計画の変更そのものについて、私自身は賛成でもありますので、このまま色々なご議論があるかもしれませんが、そのあと議長がお諮りするという話があれば賛成することになると思います。とても気になるのは、委員の方々も質問されているし、東大阪市の方は、非常に窮屈にお答えになっておられるのは、当然のことながら大阪府がほとんど実権を握っているからですね。

今回、この広場を都市計画審議会で認めるということで、どういう形で、この東大阪市がこの駅前周辺の開発に対して、極めて積極的な意見を反映するだけのパワーを持ち得るかということ考えたときに、この広場がにぎわいやゆとりと調和した都市空間であるということを書いてあるだけではなく、具体的に東大阪市としてこのモノレールの駅前広場をこういうしていきたいと、この駅前広場をきっかけに、例えば、人々の動線としてはこういう形で、駅からこの地区全体にこういう人を持って行きたいとか、或いはその歩道2メートルを囲んでおられますけれど、ただ単に歩道を行き来するだけではなくて、中の地区との連続的なアクセスをすることによって、単なる歩道ではなくて、半屋内外空間のような形で、この歩道をきっかけに使えるいかとか、東大阪市が持ち得るパワーをできるだけ活かしながら、例えばこのページの水色のエリア全体にどれだけ、東大阪市も突っ込めるかという戦略をぜひ立てていただきたいと思います。

東大阪市にはたくさん玄関口があるだろうと思いますが、この場所が筆頭クラスの玄関口になることは言うまでもなく、市外の人間が見たってそう思います。大阪府に所有権があるので、ままならないところもいっぱいあるのは百も承知ですが、せっかくこういった形で地区計画を指定してき

かけを掴んでいるのですから、もう少し強い発言力を持ち得る戦略、策略を立てていただくような形でこの地区計画を積極的に認めたいと思います。

<委員9>

先ほどの、東大阪市が戦略や策略をきっちりとした地区計画を立てたらどうかという話も、まさにその通りだと思いますし、府と市は同じような速度感と言っていましたが、この近辺の方、買い物難民の方もいらっしゃいますし、早くこの地区を綺麗にしていきたい、早く事業化していただきたいという要望は多々ありますが、東大阪市として、府にそういった要望というのは一切されてないのですか。

<説明課>

大阪府の方には一日も早く再公募をしていただきたいという旨は、随時お話しさせていただいています。ただ、大阪府からいただいたスケジュールを聞いていると、大阪府議会の方でもお話されていると思いますが、今年度末までには再公募を行うというような最終的な意見という形になってしまいますので、そこは東大阪市として、市街地整備課としても、近隣の皆様が楽しみにされているということもございますので、3月よりも2月、2月よりも1月という形で、一日も早く再公募をしていただけるようにという形でのお願いは、ずっとさせていただいております。

<委員9>

府から聞いていたのと少し違うように感じたので、きっちり府と市が連携をとって、市としてはこうだということをしっかりと伝えていただきまして、府からの情報をお伝えするようにしますので、少しでも早くこの事業を進めていただきたいと要望させていただきます。

<委員3>

委員の言われているように、大阪府がこの場所で計画を持ってやると、ここだけが駅ができて綺麗になったら、ここがにぎわいになっていけばいいのですが、市はここができるまでに、周りも含めて人々がもっと来てもらえるような、ここ一部ではなくて全体を変えるということを自分たちでも考えて、このエリアだけではなくてその周りも変えていくということも計画に入れなければ、ここだけに商業施設を持ってきてくださいと言っても、人が集まらないのであれば一緒かなと思いますので、市としてももっと前向きな計画を立てた方がいいのかなと思います。

<委員10>

関係ない話かもしれませんが、結局今のところこの計画は、モノレールが延伸するということが前提だと思います。モノレールは今のところいつ開業予定だということですか。モノレールがまだ来ない中で先に開発しても人は来ないと思いますので。

<事務局>

モノレールの開業時期ですが、当初の予定から4年延びておりまして、現段階におきましては2033年、令和15年を予定しております。

<議長>

委員の皆さんからいただいたご意見を集めて、ここは非常に東大阪にとって、東大阪の価値を創造する中で、非常にキーになるというのはすごく認識しているところです。

それと、先ほど委員がおっしゃったように、民間側からしたら、条件を付けることで自由度が減るからマイナスになるのではないかということは、おっしゃる通りだと思います。もし、この多目的空間については補助金を50%出しますよとか、条件をつけるという話であれば、これはお互いわかる話ですが、この話はわかりにくいと思っていらっしゃると思います。

東大阪市としては、府がこれで諮って欲しいという内容がこの案件ですので、諮ってみましょうかということではないかと、今の段階では、ただ、多目的とは何でもいいということと同義語ですので、例えばここにコンテナや物置をおいても、それをコントロールする手段がないという、非常に困った状況に陥りかねません。心配することも多々ありますが、府がこういう形で考え直したので諮って欲しいと言っているわけですから、今日お諮りしましょうかということになった次第だと思います。

ただ、委員の皆さんのおっしゃる通り、東大阪市としてここは一番重要と考えると、懸念していることはすごく大きいと思います。

<議長>

その他ご意見ありませんか。

特にご意見がないようですので、お諮りいたします。議案第2号「東部大阪都市計画地区計画（荒本北二丁目地区）の変更について」の件につきまして、原案に対し異議なしとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

<議長>

異議なしと認め、議案第2号「東部大阪都市計画地区計画（荒本北二丁目地区）の変更について」の件につきまして、原案に異議がないものといたします。

<議長>

続きまして、議案第3号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）について」の説明を求めます。

<事務局>

これより、議案第3号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について、説明いたします。前方のスクリーンを用いて説明いたしますので、宜しくお願いいたします。

まず、生産緑地地区制度について説明いたします。生産緑地地区とは、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に定めるものとされており、本市でも、災害時におけるオープンスペース機能、やすらぎ、潤いの場としての環境形成、多目的保留地機能、農業活動の体験、その他良好な都市環境の形成等を目的に、都市計画決定しております。

現在、本市における生産緑地の面積は約96haあり、市街化区域内農地の約7割を占めます。平成4年の当初、生産緑地に約125haを指定した時点で、市街化区域内にある宅地化農地は約210haありました。令和7年1月時点の生産緑地は、約96haとゆるやかに減少しているのと比べ、宅地化農地は約40haに大きく減少しています。

こちらは直近5年間の面積変化をグラフで示しています。%で示しているのは前年度に対する変化率です。令和4年に多くの生産緑地が指定から30年経過し、生産緑地の減少が懸念されましたが、生産緑地の減少は前後と大きな差はなくゆるやかであり、都市農地保全の観点では、生産緑地地区の指定は一定評価できるものと考えています。生産緑地は農作物を供給する機能を基本として、災害時の防災空間など多様な機能を発揮するものとして指定しており、保全を図っていくことで、豊かで潤いのある生活環境の保全、創出につなげてまいりたいと考えております。

この度の都市計画変更は、受付期間中に追加指定届出があったもの及び買取申出されたものについて、地区の追加及び廃止、並びに区域変更をおこなうものです。

まず、追加変更の概要から説明いたします。追加による区域変更する生産緑地地区は、令和6年4月1日から令和6年12月末日までに、生産緑地地区追加指定の届出を受けたものであり、新たに生産緑地地区の指定を行うものが0地区、既に指定している生産緑地地区の拡大を行うものが1地区あります。すべて良好な都市環境の保全・確保のため有効な機能を有するもの

と判断し、都市計画変更するものです。

各地区の詳細について、これより説明いたします。こちらは、既に指定している生産緑地地区の区域を拡大いたしたい地区になります。地区数は合計で1地区となります。この農地を生産緑地地区として拡大することで、良好な都市環境の形成を図ります。

続きまして、廃止変更の概要について説明いたします。廃止及び既に指定している生産緑地地区の一部を廃止する生産緑地地区は、令和6年1月から令和6年12月末日までに生産緑地法による買取申出がなされ、令和7年3月末日までに生産緑地法の行為制限が解除になったもの及び公共施設が設置されたことにより、永続的・計画的な保全ができなくなったものであり、生産緑地地区の廃止を行うものが11地区、既に指定している生産緑地地区の一部の廃止を行うものが9地区あります。

各地区の詳細について、これより説明いたします。こちらでは、スライド左側に生産緑地地区を廃止いたしたい11地区、スライド右側に既に指定している生産緑地地区の一部を廃止いたしたい9地区の一覧を表示しております。廃止による面積の減少は1.39ha、区域変更による減少は0.82haとなっております。なお、公共施設の設置による廃止につきましては、1地区あり、地区の一部を廃止したいもののうち「六万寺町1-E-25」については、道路の設置がされたことにより生産緑地から廃止するものです。これによって、本市の生産緑地地区全体としては、変更前が594地区約96.40haであったものが、変更後は583地区約94.20haとなります。

以上のことから、今回の生産緑地地区の変更をまとめますと、合計で11地区減少、2.20ha減少となります。

大阪府との協議は令和7年4月に実施しており、令和7年5月13日付で、大阪府知事より「異議なし」の回答をいただいております。

今回の変更にあたって、都市計画法に基づく手続として、都市計画の案の縦覧を令和7年5月20日（火）から6月3日（火）までの2週間行いましたが、その間に意見書の提出はございませんでした。

本審議会において、ご承認いただければ、速やかに都市計画決定をおこない、令和7年8月中に告示したいと考えております。

以上で、議案第3号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので審議を開始致します。委員の皆様ご意見ございますか。

<委員11>

農業委員としては、農地について農業者が自ら管理して公平性、客観性とかを見てから判断しなければいけません。自らその土地を利用したいから管理して、その農地の適正を判断するという立場からは、農地法では当たり前のことで、これは仕方がないです。全体的に見たら、少し外れるかもしれないけど、法律的から見て、公平性とかを見たら、農地法から言うと現実的にはもう減少は仕方がないです。

<議長>

現実的には、小規模の土地でこの猛暑の中で農業をするというのは、もう大変なことですね。

<委員3>

今の生産緑地の状況を見たら、どんどん減っていくのをここで審議しなければいけません。生産緑地というのは、多くの自治体でそれを守っていきこうと、減らすのではなく増やして、いざ災害のときに、各自治体が市民の命を守るという立場で広げる努力をしておられると思います。だから、国もそうですけれども、市としてもその方向で、農政課等で市を上げてしなければと思います。

前に委員会で質問したときには、東大阪市は緑地や農業で生産する区域が少ないので、東大阪市民のための、いざというときに食べるものというものはなかなか難しいけど、大阪府下全体で見るとおっしゃっていました。そのときはそれでいいかなと思っていましたが、各市町村で、自分のところで地産地消、食べられるように努力をしていくところも出てきています。そういったところは元々農地もありますし、すぐその方向に行くとは思いますが、東大阪市みたいに、農地や生産緑地がこのように減っていき、元々少ない自治体では、よっぽど努力しないと、どんどん減っていくような感じがするので、そこは市を上げて努力をして行ってほしいなと思います。

<委員11>

今良い意見を言ってもらえました。今までこんなことをいくら言っても駄目でした。現に暗峠の上と横小路で大きな会議をやりました。池島という地域もしましたが、物別れになってしまいました。横小路の方は、市外化調整区域という関係がありまして、これから頑張っていこうという話で、ようやく本当に盛り上がってきたところです。皆さんもよろしくお願ひしますという声が、今まで出なかったものが少し出てきました。

担い手不足の中、山の手はだんだんと空いた土地を、次の人に継いでもらうような制度を東大阪市もしています。

<議長>

その他ご意見ありませんか。

特にご意見がないようですので、お諮りいたします。

議案第3号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）について」の件につきまして、原案に対し異議なしとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

<議長>

異議なしと認め、議案第3号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）について」の件につきまして、原案に異議がないものといたします。

<議長>

続きまして、議案第4号「東大阪市特定生産緑地の指定について」の説明を求めます。

<事務局>

これより、議案第4号「東大阪市特定生産緑地の指定」について、説明いたします。前方のスクリーンを用いて説明いたしますので、宜しく願いいたします。

本案は、生産緑地法第10条の2第1項の規定による特定生産緑地の指定にあたり、同法同条第3項の規定により都市計画審議会のご意見をお聞きするものです。

まず、都市農地の位置づけについて、説明いたします。都市農地等につきましては、平成27年、国において都市農業振興基本法が施行され、同法に基づき平成28年に都市農業振興基本計画が策定されております。その中で、都市農地の位置づけが宅地化すべきものから都市にあるべきものへと大きく転換されました。その後、優れた都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を目的として、令和元年に特定生産緑地の指定に向け生産緑地地区指定方針が改正されました。

次に、特定生産緑地制度について説明いたします。特定生産緑地とは、平成29年の生産緑地法の改正により創設された制度であり、生産緑地地区の農地等利害関係人の意向をもとに、生産緑地地区を特定生産緑地として指定できるものです。生産緑地地区につきましては、都市計画の告示日から起算して30年を経過すると、特定生産緑地に指定されなかった場合、以降いつでも解除の手続きが可能となりますが、税制の特例措置が受けられなくなります。特定生産緑地に指定された場合、「建築の制限」「税制の特例措置」といった生産緑地地区と同様の条

件が変わらず10年延長されることとなります。また、10年を経過する前であれば、改めて農地等利害関係人の同意を得て、繰り返し10年の延長ができることとなります。

生産緑地地区の指定状況といたしましては、平成3年の生産緑地法改正を受けまして、平成4年に生産緑地地区として最初の都市計画決定を行い、その後、毎年都市計画変更を経て、現在、594地区、96.40haございます。そのうち約82%が平成4年に生産緑地地区に指定されており、今回の対象となる平成7年指定分は、全体の約0.4%程度と少なくなっております。

申請受付にあたり、制度開始前に全所有者に対して、指定申請書類と制度概要資料の送付を行いました。その後、令和6年9月時点で未申請の所有者に対し、指定に関する意向調査を実施し、JAと協力しながら申請のサポート等を行いました。また、意向調査の回答がなかった方については個別に連絡を取り、未申請者全員の意向を確認できるようにしました。

以上の取り組みを踏まえ、農業委員会への照会や現場確認を行い、営農されていることが確認できた平成7年指定の農地等につきまして、今回審議会でご意見をお伺いしたいものとしてとりまとめております。

今回の指定内容についてご説明をさせていただきます。議案書40ページの特定生産緑地の指定の一覧表でお示しておりますように、今回は5地区、0.30haについて指定を行うものでございます。横小路町3-F-30、御厨南2-1-15は新たに指定するもので、その他の3つの区域は指定拡大を行うものです。なお、川俣1-P-7につきましては、四捨五入の関係上、記載では0.00haとなっておりますが、平米で21㎡、haに直しますと0.002ha指定を行うものとなっております。

特定生産緑地の申請率についてお伝えします。平成7年に指定した生産緑地地区は約0.30haのため、特定生産緑地地区への申請は100%になりました。平成7年指定分につきましては特定生産緑地の申請期限を終了しているため、確定値となります。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。次の特定生産緑地の指定について、令和8年8月開催予定の都市計画審議会においてご意見をお伺いしたいと考えており、対象年度は、H8年度指定分となっております。特定生産緑地の指定は、申出基準日以降はできなくなることから、農地所有者へ制度の周知を徹底する必要があります。今後も継続して、電話・対面により農地所有者の意向把握及び制度周知を積極的に進めてまいります。

以上で、議案第4号「東大阪市特定生産緑地の指定」の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので審議を開始致します。委員の皆様ご意見ございますか。

<委員2>

6ページの指定の概要があって、今回、一番上の横小路町と一番下の御厨南は新たにということですが、それはどんなところですか。

<事務局>

新たに指定するというのが、現状はもちろん農地ですので、生産緑地に指定させていただいている農地全体を特定生産緑地として指定させていただきたい農地となります。

その他の既に指定されている区域と書いております残りの3箇所ですが、過年度に一部を特定生産緑地に指定させていただいておりますので、そこから特定生産緑地の区域を拡大させていただくイメージになっております。

<委員2>

残りの3箇所は元々農地であって、例えば一部だけ指定していたものを、この場合は広げるような形で申請しており、一番上と一番下については、元々農地があったけど、特定として指定することですね。そういう方々というのは、今後増えそうなのか、そのあたりの感触はありますか。

<事務局>

生産緑地自身の固定資産税の優遇が30年で切れますので、その30年の直前に特定生産緑地に指定させていただくこととなります。今回挙げさせていただいておりますのが、平成7年に指定した農地となっており、平成7年に指定されたときに、一部区域を追加するように生産緑地を指定されていたとか、その地区全体として生産緑地として指定されていたという状況によって、今回挙げさせていただいている表現の部分で変わっているところです。

従いまして、次年度以降につきましても、その区域全体を平成8年に指定されている農地もございまして、過年度に指定していた農地を平成8年の段階で区域を広げられている農地もございまして、同じような状況となるのかということになります。

<委員2>

ここ30年の指定状況の歴史を見れば、来年再来年どれくらい来るのかは大体見えるということですね。それを、適切な方向に持っていくような形で、申請を待つというよりも、こういった緑地政策全体を市として考えたときに、ある程度30年の歴史の中に見えるわけだから、そういった農

地に対して、色々とコミュニケーションをとっていくというようなことも必要かなという気はします。

<事務局>

先ほどの生産緑地の案件のお話でもあったように、農地を積極的に維持していかなければならないのではないかというご発言をいただいております、我々都市計画部局としてできることが、できるだけ農業を続けやすいように、生産緑地の指定であるとか、特定生産緑地の地区の指定をしていくといったところでございます。

ただ、今委員がおっしゃったように、例えば、漏れがあって指定したかったのにできなかったのが農地をやめようということがあってはならないため、次年度に対象となっている方については、こちらとして待つだけではなくて、個別郵送や電話連絡をさせていただくなど、権利者の方と直接接触させていただいて、制度の内容や、メリットやデメリットもきちんと説明した上で、できる限り営農を続けていただき、こういった指定を活用していただきたいというご説明をさせていただいた上で進めていきたいと考えております。

<委員11>

特定生産緑地というのがどういうものかというのは、皆さんご存じだと思いますけど、税金の関係が一番大きいです。相続税納税猶予に関わるというのはありますが、そういう申請が農業委員会に毎月来ますけど、年を取ったら人間は死ぬのは当たり前ですから、上がってきた案件を見たら、引き続き農業経営を行っている旨になっていて、後を引き継いだ者がそのままやってくれたらいいのですが、徐々に減ってしまうのが現状です。

でも、これを増やす方法も今、色々あります。生産緑地を新しくやってくれるという若い人もいます。ところが、ハードルが結構高くて、どうなっていくのかは分かりませんが、人口が減っていくのに伴って減っているのは仕方ないことです。

特定生産緑地もあるものの、なかなかこれを守っていくのも難しい話です。暑いときでも草刈りはしないとイケませんし。皆さんにもできるだけ農家について目を向けてもらえるようになったら、本当にありがたいことです。

<委員1>

少し素朴な質問をさせていただきます。単純に生産緑地として指定されたものが30年継続して、それを10年ごとの更新ができると思うのですが、指定されていなかった区域が新たに指定される2つは、特定生産緑地としてスタートするということですか。

<事務局>

まずは生産緑地としてスタートします。新たに指定すると書かせていただいている部分につきましても、30年前に生産緑地の指定をさせていただいて、30年が経過する令和7年度中に30年を迎える前に、営農を続けられるのであれば特定生産緑地に指定していただいて、10年延長するというようなところとなっております。

<委員1>

この5つの地区に関してはすべて10年ということですか。

<事務局>

そうです。

<委員1>

もし、例えばこの10年、特定生産緑地の申請ができなかったとかで、期限が切れてしまったけれども、代が変わったりして、まだもう少し生産緑地として活用したいとなった場合はどうなりますか。

<事務局>

法律では、特定生産緑地の指定が期日までにできなければ、その指定をすることができなくなっており、特定生産緑地に指定することはできませんので、また新たに生産緑地の指定をされるかどうかということになってきます。

従いまして、先ほど委員がおっしゃった通り、漏れがあっては、新たにその他様々な手続きが必要となりますので、そういったことがないように、スムーズに営農を続けやすいように周知については徹底して参りたいと思います。

<議長>

この生産緑地の制度の中には、生産者の意向というところがあります。農業をしたい方がいるのであれば、農業ができるような仕組みを作ればいいのではないかとということがベースとしてありますので、その意向の確認と、意向がなければ指定できませんということになってしまいます。

<議長>

その他ご意見ありませんか。

特にご意見がないようですので、お諮りいたします。議案第4号「東大阪市特定生産緑地の指定について」の件につきまして、原案に対し異議なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第4号「東大阪市特定生産緑地の指定について」の件につきまして、原案に異議がないものといたします。

今日は、大変有意義なご意見だったと思います。特に、実際に制度の中で誰がどこでいつ何を決めているかというのは非常に不明確な部分があります。例えば、廃棄物処理施設については、建築基準法第51条で建ててはいけませんよと、社会的な一般的な考え方をしています。

ただし、特例としてこういうことがあれば、それは個別に判断してよいという仕組みをしています。個別に判断していいですよというときに、誰がどこで何についてOKを出したかということですね。こういう施設を作ったら環境に大きな負荷があるから、環境アセスをしなければいけませんというの、ただこのときにはまだ、その特例を使えますよというOKサインを出しているわけではありません。こういう資料を基にして、市の都市計画としてどうですかという判断が求められていることが、今日の審議会です。その判断が、イコールこの特例を使えますよということを決定しているわけですね。

だから、今日この場で、その特例を使って位置に関することを決めてしまう。

ただ、それに先立ちまして、こういう可能性があるから検討したらどうでしょうかということは、社会的な事業としてニーズがあるから、この議案が上がってきているとご理解いただきたいです。

それから、今日のご質問にもありましたが、地元というのは曖昧で、何が地元かというのは、大阪府がする場合は、地元は東大阪市になり、東大阪市がする場合は、地元特定の絞り込んだ地域になります。今日は、様々な意見を出していただいて良かったと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の日程を終了いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。